

● 暴力団排除特別強化地域を設けている条例（参考）

1 都道府県

- ① 暴力団排除特別強化地域を設定し、風俗営業等の特定接客業者が、暴力団員を用心棒にすることや、暴力団員にみかじめ料や用心棒代を供与することを禁止
- 違反した場合、罰則（京都府、愛知県、熊本県、新潟県）
- 違反した場合、勧告・公表（福井県）
- ② 暴力団排除特別強化地域を設定し、風俗営業等の特定接客業者が、暴力団員を接客業務に従事させることを禁止
- 違反した場合、罰則（京都府、熊本県）
- ③ 暴力団排除特別強化地域を設定し、風俗営業等の特定接客業者が、「暴力団員立入禁止標章」を営業所に掲示できる
- 暴力団員が標章のある営業所に立ち入った場合、禁止命令→罰則
- 標章を損壊・汚損した場合、罰則（熊本県、福岡県）

2 市町村

① 岡山市

○禁止行為

暴力団排除強化地域内での暴力団員と特定接客業者に限定して次の行為を禁止しています。

- ・ 特定接客業者が用心棒として暴力団員を雇うこと
- ・ 暴力団員が特定接客業者の用心棒になること
- ・ 特定接客業者が暴力団員に用心棒代を支払うこと
- ・ 暴力団員が特定接客業者から用心棒代を受け取ること
- ・ 特定接客業者が営業を認めてもらうために暴力団員に利益を与えること
- ・ 暴力団員が営業を認めるかわりに特定接客業者から利益を得ること

○罰則

禁止行為を行った特定接客業者及び暴力団員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなります。また、違法行為者と一定の関係がある法人等も罰する規定があります。

② 松山市

暴力団排除特別強化地域 (第12条)

★ 道後多幸町を暴力団排除特別強化地域に指定し、この地域において、特定接客業者が

- ・ 暴力団員を特定接客業に従事させること
- ・ 暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- ・ 暴力団員に用心棒の対価として金品等を供与すること

を禁止します。
暴力団員がその相手方となることも禁止します。



★ 罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 特定接客業者とは

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定するキャバレーなどの風俗営業、ラブホテルやアダルトショップなどの性風俗関連特殊営業、コンパニオン派遣業などの接客業務受託営業、バーやスナックなどの深夜における酒類提供飲食店営業など。（これらのうち客と接しない業務は除く。）